

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ}株式会社 ^{フリガナ}吉田水道工業所

住所 榑原市小綱町12-43

代表者氏名 ^{フリガナ}代表取締役 ^{フリガナ}吉田 ^{フリガナ}祐介

電話番号 0744-22-0154

FAX番号 0744-23-9238

メールアドレス yoshidasuidou@maia.eonet.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	榑原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 吉田水道工業所

住 所 檜原市小綱町12-43

代表者氏名 代表取締役 吉田 祐介



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ヨシダ ユウスケ 吉田 祐介	取締役 ヨシダ タクジ 吉田 卓司
事業の範囲	土木工事業 とび・土木工事業 石工事業 管工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 吉田水道工業所
上記事業所の所在地	郵便番号 634-0811 住所 橿原市小綱町12-43 電話番号 0744-22-0154 F AX番号 0744-23-9238 メールアドレス yoshidasuidou@maia.eonet.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
よしだ ゆうすけ 吉田 祐介 よしだ たかし 吉田 卓司 ふくもと けいすけ 札辻 慶輔 ふくもと としひろ 福本 敏弘	第43681号 第3735号 第242622号 第82503号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこぎり ✓		3本	
	電動レシプロソー		1台	
	エンジンカッター		2台	
	パイプカッター		4本	
管の加工用の 機械器具	電動ねじ切り機 ✓	1/2～2インチ	1台	
	金やすり ✓		1本	
接合用の 機械器具	トーチランプ°		2台	
	パイプレンチ ✓		5本	
水圧テストポンプ°	水圧テストポンプ ✓		3台	
	電動水圧テストポンプ		1台	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 吉田水道工業所
住 所 檀原市小綱町12-43
代表者氏名 吉田 祐介



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市小綱町12番43号
株式会社吉田水道工業所

会社法人等番号	1500-01-024660
商号	株式会社吉田水道工業所
本店	奈良県橿原市小綱町12番43号
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和3年5月19日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給水装置工事の設計、施工、管理及びメンテナンス並びに請負 2. 排水設備工事の設計、施工、管理及びメンテナンス並びに請負 3. 衛生設備工事の設計、施工、管理及びメンテナンス並びに請負 4. 建設業、土木建築工事請負業 5. 空調設備工事及び換気設備工事並びに空調・換気設備機器の販売 6. 電気設備工事、舗装工事 7. 機械設備工事 8. 住宅設備機器の販売及び取付工事 9. ガスその他燃料類の販売 10. ガス工事の設計、施工、管理及びメンテナンス並びに請負 11. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 12. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、管理及び処理 13. 前各号に附帯する一切の事業
発行可能株式総数	5000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株
資本金の額	金800万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについては、株主総会の承認を要する。ただし、当会社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。
役員に関する事項	取締役 吉田 祐介
	取締役 吉田 卓司
	奈良県橿原市小綱町12番43号 代表取締役 吉田 祐介

奈良県橿原市小綱町12番43号
株式会社吉田水道工業所

登記記録に関する
事項

設立

令和 3年 5月19日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 5月28日

奈良地方法務局橿原出張所

登記官

土 井 哲 也



整理番号 コ278217

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

定 款

株式会社吉田水道工業所

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社吉田水道工業所と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給水装置工事の設計、施工、管理及びメンテナンス並びに請負
2. 排水設備工事の設計、施工、管理及びメンテナンス並びに請負
3. 衛生設備工事の設計、施工、管理及びメンテナンス並びに請負
4. 建設業、土木建築工事請負業
5. 空調設備工事及び換気設備工事並びに空調・換気設備機器の販売
6. 電気設備工事、舗装工事
7. 機械設備工事
8. 住宅設備機器の販売及び取付工事
9. ガスその他燃料類の販売
10. ガス工事の設計、施工、管理及びメンテナンス並びに請負
11. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
12. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、管理及び処理
13. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、5, 0 0 0 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得することについては、株主総会の承認を要する。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手 数 料)

第 11 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 12 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

- 第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
 - 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日より5日前までに、議決権を行使することができる各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主

全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当社に取締役2名以上いるときは代表取締役を1名置き、取締役の互選によって定める。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第29条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第30条 剰余金の配当が、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の価額は次のとおりとする。
金8,000,000円

(設立時発行株式に関する事項)

第32条 当社の設立時発行株式に関する事項は、次のとおりとする。

発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数	
普通株式	800株
設立時発行株式と引換えに払込む金銭の額	
1株につき	金10,000円
成立後の株式会社の資本金の額に関する事項	
資本金	金8,000,000円

(最初の事業年度)

第33条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和4年4月30日までとする。

(設立時取締役)

第34条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。
奈良県橿原市小綱町12番43号
設立時取締役 吉田祐介

奈良県橿原市小綱町14番20号
設立時取締役 吉田卓司

(設立時代表取締役)

第35条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

奈良県橿原市小綱町12番43号
設立時代表取締役 吉田祐介

(発 起 人)

第36条 発起人の氏名又は名称、住所並びに発起人が割当てを受ける設立時
発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良県橿原市小綱町12番43号
吉田祐介

普通株式 408株 金4,080,000円

奈良県橿原市小綱町14番20号
吉田卓司

普通株式 392株 金3,920,000円

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令
の定めるところによる。

以上、株式会社吉田水道工業所を設立のため、発起人吉田祐介外1名の定款作
成代理人である司法書士白戸翌子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子
署名をする。

令和3年4月26日

発起人 吉田祐介

発起人 吉田卓司

上記発起人2名の定款作成代理人
奈良県橿原市新賀町136番地の2
司法書士 白戸 翌子

白戸
翌子

電子署名
者:白戸
翌子
日付:
2021.05.07
09:49:22
+09'00'

令和3年6月29日

原本に相違ありません

〒634-0811 奈良県橿原市小網町12-48

株式会社 吉田水道工業所

代表取締役 吉田 祐介



第四三六八一号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

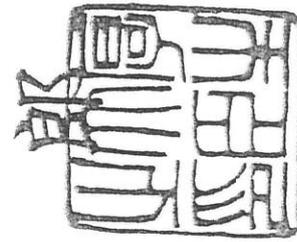
氏名 吉田 祐介

昭和十年五月十五日生

水道法(昭和十年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第三七三五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

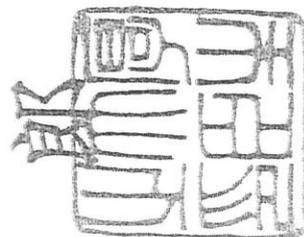
氏名 吉田卓司

昭和四十六年四月二十八日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月十七日

厚生大臣小泉純一郎



第二四二六二二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 札辻慶輔

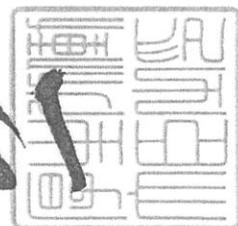
昭和四十九年十二月六日生

水道法(昭和二十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十年一月二十三日

厚生労働大臣

野田子



第八二五〇三号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

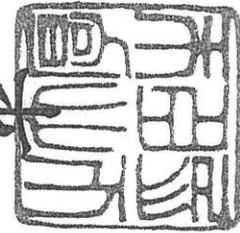
氏名 福本 敏弘

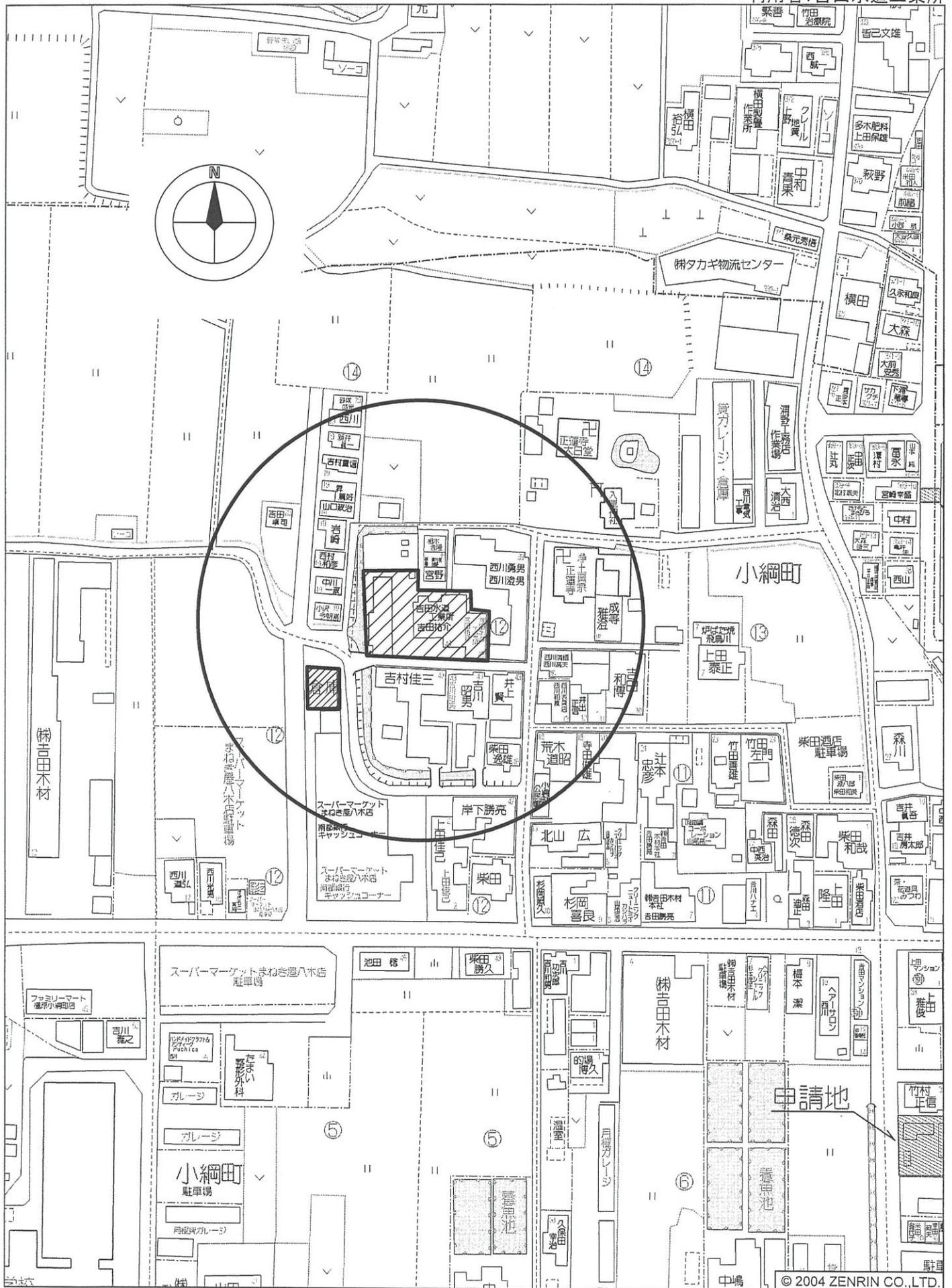
昭和三十一年十二月八日生

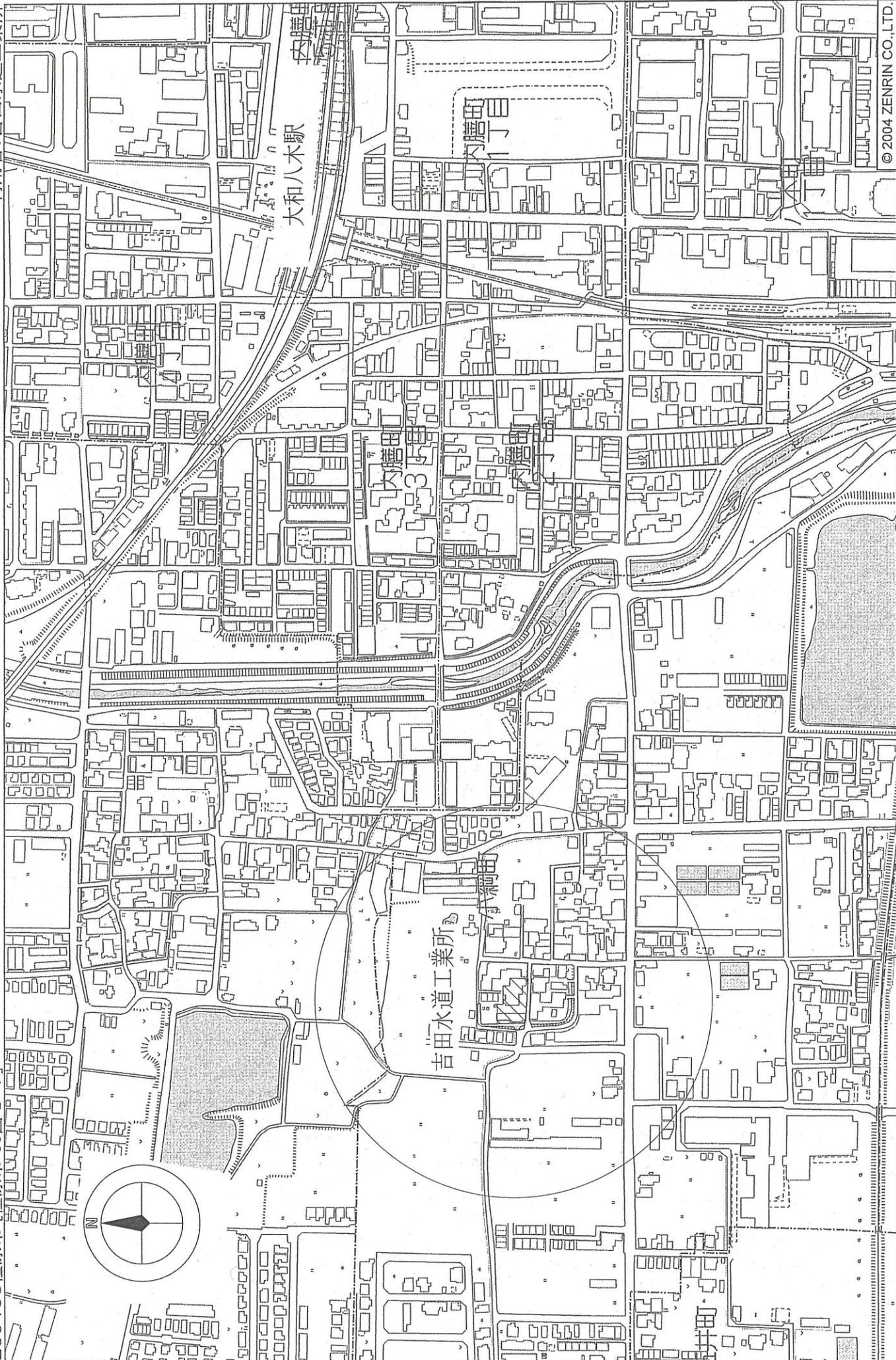
水道法昭和三十一年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月十七日

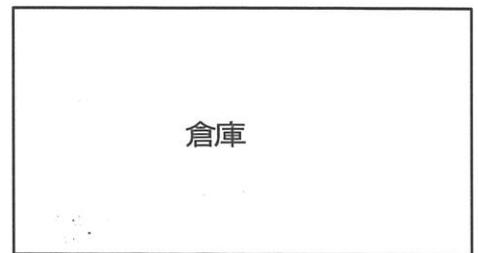
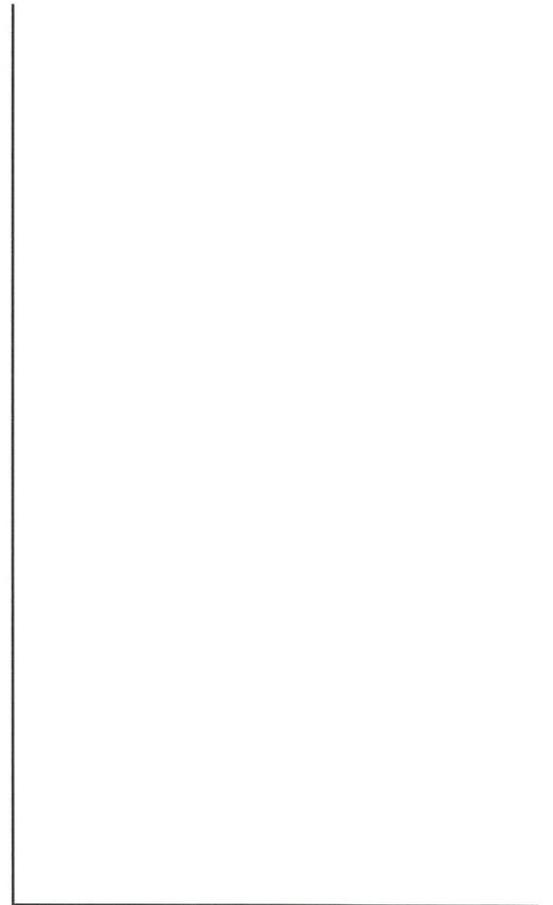
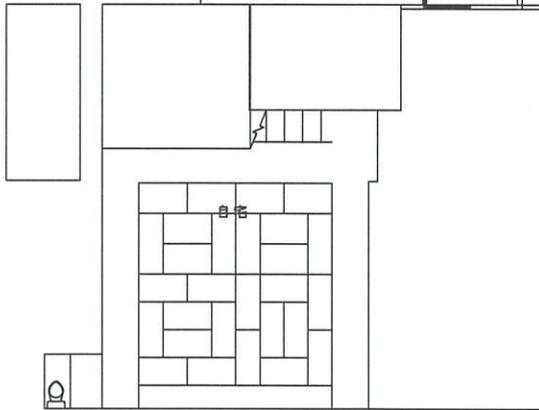
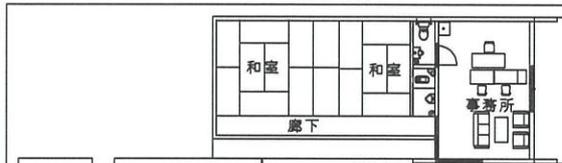
厚生大臣 宮下 創







1 / 300



事務所外観



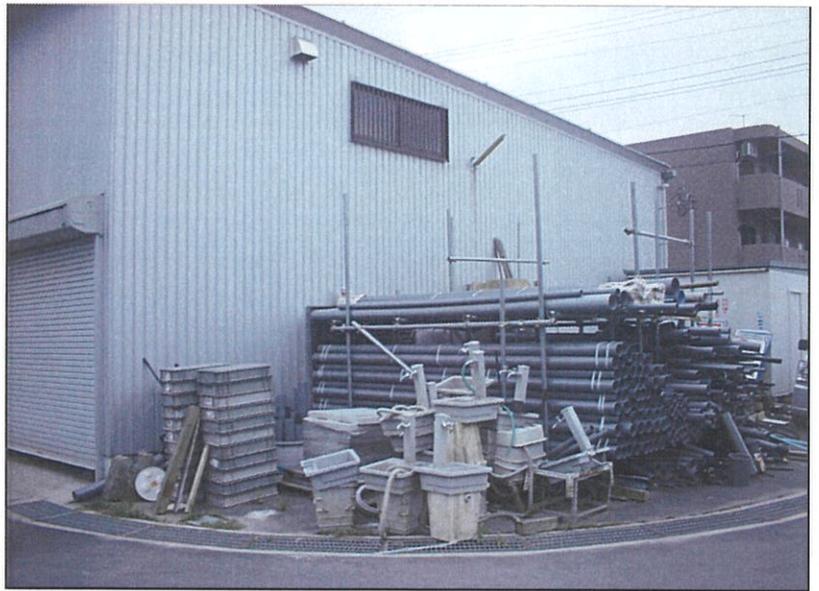
事務所内観



倉庫外観



倉庫外観



倉庫内部



倉庫内部



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ}株式会社 ^{カブシキカイシャ} ^{ヨシダスイドウコウギョウシヨ} 吉田水道工業所

住所 榎原市小綱町12-43

代表者氏名 ^{フリガナ} ^{代表者} 代表取締役 ^{ヨシダ} ^{ユウスケ} 吉田 祐介

電話番号 0744-22-0154

FAX番号 0744-23-9238

メールアドレス yoshidasuidou@maia.eonet.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	榎原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 かぶしきがいしゃ 株式会社 よしだすいどうこうぎょうしょ 吉田水道工業所

住 所 檀原市小綱町 12-43

代表者氏名 だいとくせう 代表取締役 よしだ 吉田 ゆうすけ 祐介



選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解 任 の届出

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 吉田水道工業所	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
吉田 祐介	第 43681 号	
吉田 卓司	第 3735 号	
札辻 慶輔	第 242622 号	
福本 敏弘	第 82503 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第四三六八一号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

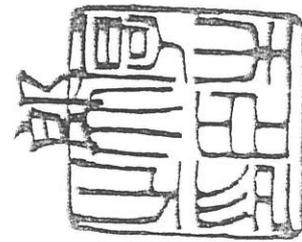
氏名 吉田 祐介

昭和十年五月十五日生

水道法(昭和九年法律第七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年六月二十三日

厚生大臣 小泉純一郎



第三七三五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

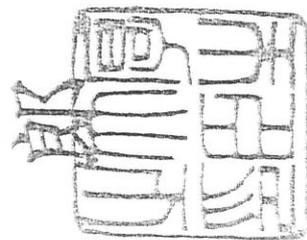
氏名 吉田卓司

昭和四十六年四月二十八日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年二月十七日

厚生大臣小泉純一郎



第二四二六二二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 札 辻 慶 輔

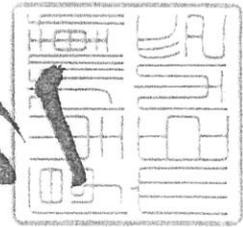
昭和四十九年十二月六日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十年一月二十三日

厚生労働大臣

河原子



第八二五〇三号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 福本敏弘

昭和三十一年十二月八日生

水道法(昭和三十年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月十七日

厚生大臣 宮下 創

